

静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規約は、静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程（以下「選考規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議（以下「学長選考会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織の公示)

第2条 選考規程第2条第1項各号の一に該当する事由が生じた場合には、評議会は次の各号に掲げるところにより学長選考会議を組織し、これを全学に公示しなければならない。

- (1) 選考規程第2条第1項第1号の場合は、任期満了日前3箇月までに。
- (2) 同条同項第2号及び第3号の場合は、速やかに。

(組織)

第3条 学長選考会議は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の専任の教授、准教授又は講師のうちから選出した5名の委員をもって組織する。

- 2 委員が、第5条に規定する学長適任者の候補者となったときは、委員を辞退しなければならない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、当該委員の属する教授会において補充する。

(委員長等)

第4条 学長選考会議に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、学長選考会議を招集し、その議長となり議事を運営する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、その議事は、第7条に規定するもののほかは出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(候補者の推薦)

第5条 学長選考会議は、学長の選考を開始するときは、学長選考会議の構成員（以下「委員」という。）に対して、学長候補者の推薦を求めるものとする。

- 2 委員は、学長選考会議に対し1人の学長候補者を推薦することができる。ただし、自らを学長候補者として推薦することはできない。
- 3 学長候補者の推薦は、学長選考会議が指定する期日までに、推薦書（様式第1号）及び履歴書（様式第2号）を、学長選考会議の事務局を經由して学長選考会議に提出することにより行うものとする。この場合において、推薦者は、学長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が学長選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得なければならない。

(選考の方法)

第6条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者について審査を行い、1人を学長適任者として選考する。

2 学長選考会議は、前項の学長適任者に対し面接を行った結果、選考規程第3条に規定する学長の資格を満たしていないと認められる場合を除き、当該学長適任者を評議会に報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、新学長発令の日をもって終了する。

(庶務)

第8条 学長選考会議の庶務は、総務企画課が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長選考会議が定める。

(その他)

第10条 この規程に疑義を生じたときは、評議会が決定する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

学 長 候 補 者 推 薦 書

年 月 日

学長選考会議議長 様

推薦者 学長選考会議委員
(氏名)

本人の同意を得て、下記の者を候補者として推薦します。

(ふりがな)	
学長候補者氏名	
現職名又は 最終職名	
【推薦の理由】	

※ 推薦書を提出するに当たっては、学長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得てください。

様式第2号（第5条関係）

履 歴 書

(ふりがな)			男・女
氏 名			
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（満 歳）		
現 住 所			
現 職			
学 歴 (大学卒業以降)	年 月	事 項	
	年 月		
学 位 免許・資格	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 職 歴	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 教 育 研 究 業 績	年 月	事 項	
	年 月		
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等	年 月	事 項	
	年 月		
そ の 他 特 記 事 項			